

## 盗難防止装置の構造基準の概要

### 1. 目的

盗難防止装置(施錠装置、イモビライザ及び盗難発生警報装置)の適切な普及を図るため、道路運送車両の保安基準において当該装置に係る規制強化を行った。なお、規制強化にあたっては、盗難防止装置の国際的な水準との整合化を図るべく、欧州等で用いられている国際基準をベースとして構造基準の制定等を行うこととした。

### 2. 適用時期

平成18年7月1日(軽自動車にあつては平成20年7月1日)以降に製作された自動車

### 3. 基準概要

#### 施錠装置の規制強化

施錠装置に関し、現在定性的な要件のみ定めているところ、鍵・錠の構造等に関し具体的な定量要件を規定し、その内容の充実強化を図った。また、施錠装置の装備義務付け対象に車両総重量3.5t以下の貨物自動車を追加した。

#### イモビライザの構造基準の制定

イモビライザを備えた場合に適用される基準として、イモビライザの設定機構(鍵・錠、IDコードなど)の構造、その他の装置への影響等に関し定量的な要件を定めた。

なお、イモビライザの装備義務付けは行っていない。

#### 盗難発生警報装置の構造基準の制定

盗難発生警報装置を備えた場合に適用される基準として、盗難発生警報装置の設定機構、警報音、警報信号の仕様、自動車への干渉・侵入等の検知・通報に係る性能等に関し定量的な要件を定めた。